明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三〇）　二
○水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（二三一）　三
○海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二三二）　三
○海上運送法施行令の一部を改正する政令（二三三）　四
○造船法施行令（二三四）　四

〔告　示〕

○大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムについて関税定率法第八条第二十五項の規定により不当廉売関税を課する期間を延長することが決定した件（**財務**二一八）　五
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（**厚生労働**三〇九）　六
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（**経済産業**一八六）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**国土交通**一一四二～一一四六）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一一四七～一一四九）　六
○国土交通大臣が講習の実施機関を認定した件（**同**一一五〇～一一五三）　七
○道路に関する件（**九州地方整備局**一一四、一一五）　八

〔人事異動〕

法務省　農林水産省　最高裁判所　九

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

登録実施機関の登録事項の変更について（中国運輸局）　一〇
通　運　一〇
海事補佐人の登録（海難審判所）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、証票無効関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三〇号）（警察庁）

1　位置情報記録・送信装置は、衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録として記録し、又は送信する機能を有する装置をいうこととした。（第一条関係）

2　位置情報の取得方法は、次に掲げる方法とすることとした。（第二条関係）

㈠　位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を閲覧する方法

㈡　位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法

㈢　位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法

3　相手方の移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為は、次に掲げる行為とすることとした。（第三条関係）

㈠　相手方の所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること

㈡　位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること

㈢　現に相手方の移動の用に供されている自動車等に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること

4　この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第四五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。

◇水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第二三一号）（財務省）

1　大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税について、次により、関税定率法の規定に基づき、その課税期間を令和八年八月一二日まで延長することとした。

㈠　不当廉売関税の課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二三二号）（国土交通省）

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和三年八月二〇日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年一一月二〇日とすることとした。

◇海上運送法施行令の一部を改正する政令（政令第二三三号）（国土交通省）

1　海上運送法（２の㈤を除き、以下「法」という。）第三九条の二五第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとすることとした。（第一条関係）

㈠　銀行
㈡　長期信用銀行
㈢　信用金庫及び信用金庫連合会
㈣　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）
㈤　労働金庫及び労働金庫連合会
㈥　農業協同組合（農業協同組合法第一〇条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）